



茨城県報

第 490 号

令和 6 年 (2024 年) 3 月 7 日

木 曜 日

目 次

告 示	ページ
●知事指定薬物の指定 (薬務課)	1
●青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課)	2
●大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)	2
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課)	3
●保安林の指定の予定 (林業課)	5
●土地改良事業計画の変更の適当決定 (農村計画課)	6
●道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)	6
●土砂災害警戒区域の指定の一部解除 (河川課)	7
●事業計画の変更の認可 (4 件) (下水道課)	7
公 告	
●道路の位置の指定 (建築指導課)	10
(警 察 本 部)	
●落札者等の公示	10

告 示

茨城県告示第194号

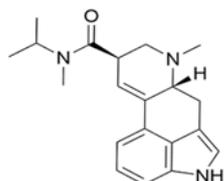
茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成27年茨城県条例第53号) 第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和 6 年 3 月 7 日

茨城県知事 大井川 和 彦

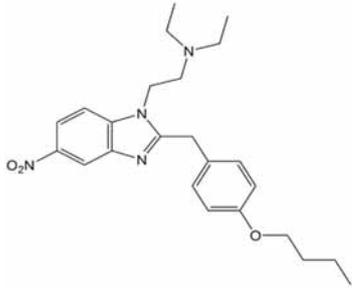
1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類

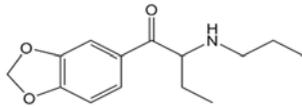


- (2) 2- { [(4-ブトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -

N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類



(3) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類



2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

3 指定の効力が発生する日

令和 6 年 3 月 7 日

茨城県告示第195号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和 6 年 3 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題名	配給会社
3663	映画	ジュヴォーダンの獣 [4K レストア ディレクターズ・カット] (原題) LE PACTE DES LOUPS (BROTHERHOOD OF THE WOLF)	T Cエンタテインメント (フランス、ベルギー、ベネズエラ)

茨城県告示第196号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 6 年 3 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠

(2) 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン水戸南
東茨城郡茨城町大字長岡3480番地 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日 外

(4) 変更する理由

店舗入替及び代表者等変更のため

3 届出年月日

令和 6 年 2 月 22 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第197号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 7 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレイアトレ土浦
土浦市有明町 1 番 30 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

令和 5 年 12 月 25 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 5 年 12 月 13 日

2 市町村の意見

事 項	土浦市からの意見の概要
・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針等	・地元から優先的雇用と安定雇用について配慮願います。

理 由
・地域雇用確保および地域住民利便性向上への協力として。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第198号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和6年3月7日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

富士見ヶ丘複合店舗

つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目28番4

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和6年1月11日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）富士見ヶ丘複合店舗計画

（変更後）富士見ヶ丘複合店舗

(3) 届出年月日

令和5年12月22日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第199号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和6年3月7日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

富士見ヶ丘複合店舗
つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目28番 4

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)
令和 6 年 1 月 11 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時
(変更後) 午前 9 時 (一部午前 7 時30分)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 11 時
(変更後) 午前 7 時～午後 11 時

(3) 届出年月日

令和 5 年 12 月 22 日

2 市町村の意見

事 項	つくばみらい市からの意見の概要
・児童生徒の通学時の交通安全確保について	・富士見ヶ丘小学校及び谷和原中学校の通学路に該当しており、来客が駐車場を利用することができる時間帯と児童生徒の登校時間が重なるため、児童生徒の交通安全確保が図られるよう、来店車両に対し、来店ルートの周知や適切な誘導、注意喚起をお願いします。

理 由
・周辺地域の児童生徒の安全確保のため

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第200号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 7 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 指定を予定している森林の所在場所

茨城県笠間市上加賀田字下ヶ鳥1354番 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、皆伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第201号

玉里土地改良区から令和 5 年 6 月 30 日付けで認可申請のあった土地改良事業（維持管理事業）の計画変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年 2 月 29 日適当と決定したので、同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更については、同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に異議の申出をすることができる。

令和 6 年 3 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

変更後の玉里改良区土地改良事業（維持管理事業）計画書の写し

変更後の玉里土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

令和 6 年 3 月 8 日から令和 6 年 4 月 5 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

茨城県告示第202号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 7 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 路線名 県道 つくば真岡線

2 供用開始の区間 筑西市海老ヶ島字台 2159 番 32 地先から

筑西市海老ヶ島字台 2159 番 37 地先まで

3 供用開始の期日 令和 6 年 3 月 7 日

茨城県告示第203号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 7 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 路線名 県道 上野宮下金沢線
- 供用開始の区間 久慈郡大子町大字田野沢1675番3地先から
久慈郡大子町大字田野沢1706番2地先まで
- 供用開始の期日 令和6年3月29日

茨城県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の箇所の指定を解除する。

なお、その関係図書は、常陸大宮市役所危機管理課及び茨城県常陸大宮土木事務所河川整備課において縦覧に供する。

令和6年3月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 土砂災害特別警戒区域

市町村名	指定を解除する箇所の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	告示番号	土砂災害警戒区域の表示
常陸大宮市	抽ヶ台 (344-Ⅱ-016-2)	急傾斜地の崩壊	平成26年 茨城県告示 第110号	次の図のとおり (図面省略)

茨城県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 施行者の名称
那珂郡東海村
- 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画下水道事業 東海村公共下水道
- 事業施行期間
昭和58年9月29日から
令和8年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

茨城県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 施行者の名称

古河市

2 都市計画事業の種類及び名称

古河都市計画下水道事業 古河市公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年3月23日から

令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年3月28日茨城県告示第275号、昭和51年3月15日茨城県告示第278号、昭和54年3月29日茨城県告示第465号、昭和56年5月11日茨城県告示第726号、平成3年6月21日茨城県告示第755号、平成3年8月13日茨城県告示第949号、平成10年3月19日茨城県告示第291号、平成10年3月30日茨城県告示第342号、平成15年10月23日茨城県告示第1631号、平成17年6月2日茨城県告示第732号、平成20年3月27日茨城県告示第469号、平成22年3月15日茨城県告示第257号、平成26年3月27日茨城県告示第315号及び平成30年8月9日茨城県告示第1015号の事業地に(1)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(2)に掲げる地内において事業地を変更する。

(1) 古河市大字下大野字白クリ、字関表、字丸山下、字宮崎、字原下、字向山、字紅葉下、字高谷、字寺山下、字浄連寺、字前溜、字大島、字谷地川、字中ノ内、字土蔵及び字溜台、大字下辺見字カミタ、字長町、字東畑及び字辺橋、大字関戸字稲荷山、字稲荷前、字関表、字関表下、字狐山、字庚申下、字寺久保、字寺西、字寺前、字寺北、字新開、字新田、字西新開、字西谷、字西坪、字西田、字西田際、字善入前、字大日、字地藏角、字中ノ内、字中道下、字町野、字東坪、字東溜、字東溜下、字東溜上、字南坪、字北原及び字雷電西、大字久能字一番割、字原前、字三角畑、字三角畑南、字釈迦山境、字西原、字西側、字西田、字道内、字二番割及び字本橋、大字駒羽根字元屋敷、字元橋、字向田、字山中、字大境及び字大日下、大字釈迦字御用地、字新割、字怠天前及び字溜上、大字女沼字稲荷山、字稲荷南、字後海道、字宿下、字宿前、字西原北、字天井、字天井下及び字天井南、大字小堤字新割、大字上辺見字永丁、字関西、字栗原下、字上辺見一丁目、字上辺見二丁目、字中北下及び字天井橋、大字水海字三島裏、大字前林字水海新聞、大字東牛谷字牛谷向、字原、字原山、字原端、字向谷、字高原、字寺ノ坪、字寺原、字寺東、字道南、字内手、字弁天前、字弁天谷、字本村、字本村東、字本村道西、字本村道東及び字溜下並びに大字丘里の各全部の区域並びに大字西町、大字大手町、大字錦町、大字桜町、大字中央町一丁目、大字中央町二丁目、大字中央町三丁目、大字下大野字丸山、字原山、字御用地、字新山、字新田、字鍛冶内及び字柳久保、大字下辺見字出山、字西本及び字東田、大字久能字ミツヤ、字海道畑、字五番割、字向原、字三番割、字四番割、字北坪、字雷電前及び字雷電東、大字駒羽根字下り、字下溜、字久保、字宮久保、字清水久保、字大塚及び字薬師堂、大字釈迦字向山、字向山下、字向山新聞、字向新田、字庚申前、字釈迦沼、字十文字及び字新田、大字女沼字磯部下、字香取前、字宿西、字宿東、字沼田、字西原、字大道北、字土々原、字東原、字薬師前及び字雷電南、大字小堤字下中新田、字原、字大街道、字田向及び字鷲山、大字上辺見字鹿養台、

字鹿養大道中、字鹿養大道南、字鹿養大道北、字内手及び字内手下、大字水海字三島前、字三島東、字住吉、字宿南、字宿裏、字太子堂、字天神東及び字日下部、大字西牛谷字久保、字宮久保、字大塚及び字南久保、大字東牛谷字新田、字新田前、字新堀前、字西原、字地藏前、字中新田及び字内手西並びに大字北利根の各一部の区域
(2) 古河市大字本町一丁目地内

茨城県告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
古河都市計画利根左岸さしま流域下水道関連古河市（三和处理区）
公共下水道・特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年1月31日から
令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
稲敷郡美浦村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
稲敷東部台都市計画下水道事業 美浦村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年12月17日から
令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

平成10年茨城県告示第1369号、平成17年茨城県告示第1327号、平成20年茨城県告示第468号、平成24年茨城県告示第230号、平成27年茨城県告示第1107号及び平成30年茨城県告示第1314号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

稲敷郡美浦村大字後宿字辻平、大字宮地字本倉及び字中砂峯、大字大谷字谷津入、字入、字天ノ宮及び字東の各一部の区域

公 告

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年3月7日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
鹿セ建指令 第18号	令和6年2月27日	株式会社荒 野台管理 代表取締役 山手 綾子	鹿嶋市荒野1568番地 1	鹿嶋市港ヶ丘一丁目 282番263	メートル 4.5	メートル 22.40

(警 察 本 部)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和6年3月7日

茨城県警察本部長 一 瀬 圭 一

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①マイクロソフトボリュームライセンス調達3332ライセンス等 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③令和6年2月26日 ④日本電気株式会社茨城支店支店長 野崎英一 茨城県水戸市宮町一丁目2番4号 ⑤69,437,170円（消費税及び地方消費税を含む。） ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月11日 ⑧落札方式は最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)